

新型コロナウイルス感染対策に係る学校の対応について

令和5年2月1日版

十全看護専門学校

和田智恵子

令和5年1月27日看護学校運営委員会にて話し合った結果、関連病院である十全総合病院臨時感染対策委員会（令和4年12月26日決定事項）に沿って、現在、職員及び学生本人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合の療養期間について「発症日翌日から10日間」であったものから、下記のとおり変更します。

1. 職員及び学生本人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合の対応

当該感染者の発症した日（当該感染者が無症状の場合は検体を採取し陽性と判定された日）を0日目として、7日目までを療養期間として症状が改善すれば8日目から登校可とする。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
当該感染者の発症した日 （当該感染者が無症状の場合 は検体を採取し陽性と判定 された日）を0日目								登校可能

出席停止

なお、「学生本人が濃厚接触者に特定された場合」や「同一世帯内で感染者が発生し本校学生が濃厚接触者に特定された場合」の待機期間、「同居家族が濃厚接触者と特定された場合の対応」については、本校ホームページ「在校生・保護者の皆様へ（令和4年11月25日掲載）～新型コロナウイルス感染対策に係る学校の対応について（令和4年11月24日版）～」を参照ください。

（注）感染症に対する対応について、感染症を持ち込まないために実習病院や施設の指示に準ずることとしております。

以上